

従って、今後は、青少年の発達段階に即して、地域的にはもとより、施設の種類によって均等を欠くことのないよう配慮した施設・設備の拡充を図る必要がある。

(2) 利用者

表 3-3-10 青少年教育施設等利用団体数及び利用者数の状況

(単位：団体、人)

昭和49年度間における青少年教育施設を利用した団体及び利用者(個人利用者を含む)状況は表3-3-10のとおりである。

少年自然の家は学校団体利用となっており、宿泊研修が利用団体総数の88%、利用者数で89%を占め、宿泊研修1団体当たりの平均人数は71人となる。

区 分	団 体				個人 利用者数 (1日研 修のみ)
	団 体 数		利 用 者 数		
	1日研修	宿泊研修	1日研修	宿泊研修	
少年自然の家	48	351	2,981	25,085	-
青年の家(宿泊型)	90	136	1,887	8,751	-
青年の家(非宿泊型)	133	-	68,075	-	53,369
児童文化センター	480	-	27,919	-	73,435
そ の 他	153	9	3,083	186	9,204
計	904	496	103,945	34,022	136,008

注：1. 「教育調査報告書」(昭50)による。

2. 利用状況は昭和49年度間に利用した団体及び利用者である。

また、児童文化センターの利用者数は団体及び個人を合わせ約10万人でこのうち、個人利用者が約72%となっている。

従って、今後も、青少年の自主的・自発的な学習の場として、特に団体利用の促進を図る必要がある。

2. 施策の基本方向

(1) 青少年教育施設

在学青少年の教育施設充実のため、児童生徒の行動可能範囲を考慮して児童文化センター及び少年自然の家未設置方部の建設促進に努める。

青年の家等については、施設・設備の充実を図り、青年の要望に応じられるように努める。

(2) 利用者

自主的・自発的活動の場として、広報活動に一層努め、特に団体利用の促進を図る。

第4項 視聴覚ライブラリー

1. 現状と課題

視聴覚ライブラリー

視聴覚ライブラリーは、社会教育や学校教育において、視聴覚手段を活用して学習効果を高めるとともに、教育の機会を拡充するための効果的な教育施設である。

昭和51年度における本県の視聴覚ライブラリー設置状況は、設置根拠が条例、規則、協議会によるものが12、設置根拠が条例、規則、協議会以外の任意団体によるものが8、合計20ライブラリーとなっている。

視聴覚ライブラリー数の推移状況を昭和45年度から昭和51年度までにおいてみると、年々下降傾向にある。